国会事項

参議院

質問主意書提出

三月九日議員から次の質問主意書が提出された。

ホルムズ海峡を巡る情勢と存立危機事態の関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第九号）

福島県におけるがんの多発状態に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇号）

質問主意書転送

三月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

電話リレーサービスの利便性向上及び周知徹底に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四号）

「力又は威圧による一方的な現状変更」の定義及び該当性の基準に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五号）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上三月八日）

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　村田　斉志

兼官を免ずる（三月九日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）

稲田　昭彦　亀田　光重

北出　隆一　小林　正巳

加藤　廣輝　川越　康男

（宮城県美里町議会議員）　河原　賢三

渋谷　晃一　櫻井　功紀

中村　勵　渡邊　康雄

正六位に叙する（各通）

石岡　眞人　奥村　顯祥

金澤　郁夫　狩谷　和夫

酒井　宏　庄司　昭大

田村　肇　豊本　豊

堀内　利男　松村　芳彦

山崎　淳三　山本　裕幸

従六位に叙する（各通）

瓜生　敏男　佐々木朔郎

正七位に叙する（各通）（以上二月二日）

（神戸大学名誉教授）　田口　一衛

（鹿児島大学名誉教授）　加古　敏之

正四位に叙する（各通）　中谷　宗弘

宮島　彰

従四位に叙する（各通）

（一等陸佐）　山本　孫春

従五位に叙する（各通）

安藤　市人　小川　建士

竹下　哲也　牧　勝治

山本　藤則

正六位に叙する（各通）

青山　圭吾　石田　政利

伊藤　憲明　江澤　和男

岡　武彦　香川　努

勝野　清　黒下　義雄

染野　昌義　中村　勝夫

松浦　一之　丸山　勝治

従六位に叙する（各通）

川北　岩夫

正七位に叙する（各通）

藤田　賢一

従七位に叙する（以上二月三日）

（福岡教育大学名誉教授）　保坂　茂昭

正四位に叙する　角　正武

正五位に叙する

田中　由夫

森　繁巳

従五位に叙する（各通）

居原田順司　重山　邦雄

中西　俊博　濱瀬　清定

丸山　庸行　三塚　久治

正六位に叙する（各通）

井ノ下実雄　上野　隆治

小松　興明　後藤　一洋

佐藤　明　清水　正美

高橋　一雄　辻浦　一雄

吉村　孝宏

従六位に叙する（各通）

嘉住　熊二

城戸　秀明

田代　乗夫

西口　正秀

森岡　忠昭

板垣登志夫

江端　敏幸

帷子　文浩

陣内　義貞

永島　茂

酒井　昭夫

山田　敏夫

佐藤　清美

永田　昭男

山本　孫春

田口　一衛

加古　敏之

中谷　宗弘

川北　岩夫

藤田　賢一

保坂　茂昭

角　正武

豊田　隆之

矢嶋　正一

齋藤　豊

鈴木　天

日野　武夫

安井　亨

向後　征保

齋藤　勲

高田　克重

舟倉　武則

加納　嘉彦

平野　忠夫

渡邊　嘉夫

藤田桂太郎

櫻井　功紀

高田　克重

山田　博

亀田　光重

狩谷　和夫

松村　芳彦

田村　道男

山本　裕幸

勝野　清

佐藤　清美

山本　藤則

金村　康義

牛島　義之

陣内　義貞

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月三日）

（福岡教育大学名誉教授）　角　正武

瑞宝中綬章を授ける

居原田順司　後藤　一洋　齋藤　豊

豊田　隆之　中西　俊博　日野　武夫

平野　忠夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

加納　嘉彦　中山　忍　吉村　孝宏

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月四日）

帷子　文浩

保坂　茂昭

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、三月八日午後五時二十六分御出門、二〇二六ワールドベースボールクラシック　一次ラウンド東京プール「日本　対　オーストラリア」を御観戦のため、東京ドーム（文京区）へ行幸啓、同十時二十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ポルトガル大統領アントニオ・ジョゼ・セグーロ閣下の大統領就任につき、三月九日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	五十七号
(三) 占用を制限する区域	熊本県菊池郡大津町大字室字東迫尻六七六番地内
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年三月十二日
(七) 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
備考	